

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、平成22年3月29日から1週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年 4 月 6 日

さいたま地方法務局長 西川 優

記

氏名 平田 真義

所属する土地家屋調査士会 埼玉土地家屋調査士会

登録番号 埼玉第2330号

事務所の所在地 埼玉県所沢市大字上安松921番地の3オークアベニューA-101

違反行為 現地調査確認義務違反等